

市長選挙 市議会議員補欠選挙

投票時間は午前7時～午後6時です。
投票は市内35投票所で行います。

任期満了に伴う田村市長選挙と田村市議会議員補欠選挙が同時に行われます。
市民の皆さんにとって、もっとも身近で大事な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

Point 1 投票できる方

平成5年4月8日までに生まれた方で、平成24年12月30日現在、田村市に住民登録されている方。
市外に転出すると投票できません。ただし、告示日の翌日から投票日の前日までの間は転出前であれば期日前投票ができます。また、平成25年3月20日以降に市内で住所を異動された方は、前住所地で投票することになります。

Point 2 投票所の変更

下記の2会場のみ変更になります。その他の投票所は、従前の選挙の投票所と同じです。

滝根第3投票所 「広瀬小学校体育館」 ⇒ 「天地人大学」に変更
堀越投票所 「船引南小学校体育館」 ⇒ 「本郷多目的集会所」に変更

Point 3 期日前投票ができる会場・時間

| 会場 | 期日 | 時間 | 対象者 |
|----------------------------------|-------------------|--------------|---------------|
| 田村市役所 | 4月1日(月) ～6日(土) | 午前8時30分～午後8時 | 市内にお住まいの方 |
| 滝根行政局 大越行政局 都路行政局 常葉行政局 | | 午前8時30分～午後7時 | |
| 各出張所 (船引地区) | | 午前8時30分～午後5時 | 各出張所管内にお住まいの方 |

※期日前投票および不在者投票をする場合は、投票入場券を持参してください。

Point 4 不在者投票ができる方

- ・期日前投票期間中に20歳の誕生日を迎えられる方で、誕生日前に投票される方。
- ・重度の障害のため投票所へ行けない方で、郵便投票で投票(郵便投票証明書が必要)される方。
- ・指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所中の方。
- ・仕事などで市外の市区町村で投票される方。

明るい選挙推進
マスコット
「めいすいくん」



Point 5 投票入場券について

投票場所を記載した入場券を送付しますので、投票する際に持参してください。
ただし、3月31日の立候補届出受付の結果、無投票になった場合は、入場券を発送しません。

無許可の 不用品回収業者にご注意を！

Q1 最近、こんな電話や訪問はありませんか？

最近、市役所を名乗り、家庭の不用品や粗大ごみの回収をするという電話があり、軽トラックなどで回収している業者がいるとの情報が寄せられています。市では、個別に電話したり、家庭に直接訪問しての不用品や粗大ごみの回収はしていません。有料で家庭の不用品を回収するには、一般廃棄物処理業の許可が必要です。こうした業者は市の許可がない「無許可業者」の可能性がありま。

Q2 こんなトラブルが起きています。

「無料だと言っていたが、トラックに荷物を積んだ後で料金を請求された」
「回収された不用品が不法投棄されていた」

などの、不用品回収業者についてのトラブルが全国的に多くなっています。



Q3 無料であれば、不用品回収業者を利用しても大丈夫？

無料で回収された場合でも、家電などに含まれる、有害物質の飛散・流出防止の措置をせずに分解され、不適正な形で海外へ輸出されることがあります。
ご家庭の粗大ごみや家電製品などの不用品は、このような不用品回収業者に安易に処分を依頼せず、市のごみ処理ルールにそって正しく処分しましょう。

ごみ処理ルールを確認しよう！

粗大ごみ

ベッドやソファなどの家具類、ファンヒーターなどの家電類、自転車など(市の指定ごみ袋に入らない大きさのものが「粗大ごみ」になります)

● 処分方法

- ①船引清掃センターまたは田村東部環境センターに搬入し、所定の料金を支払って処分する。
- ②市の一般廃棄物処理業許可業者へ処分を依頼する。
許可業者については、市ホームページをご覧ください。

特定家電

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫などの「家電リサイクル法」対象品目

● 処分方法

特定家電は法律に基づいた処理が必要です。
処理方法については、お知らせ版2月15日号をご覧ください。

- 問い合わせ 市民部 生活環境課 ☎81-2272

